

第2章

エジプトにおける「アラブ社会主義」

はじめに

ここ数年ソビエト、東欧で展開されてきたベレストロイカの下で、これまで共産党によって抑え込まれてきたさまざまな矛盾が一挙に爆発している。これらの諸国ではスターリンやブレジネフの採った政策への批判はもちろん、プロレタリアートの独裁や民主集中性、国有化、集団農場等が否定され、かわって複数政党制や私的所有権を含む多様な所有形態の容認、市場経済への復活等が主張された。また共産党は名前を変え、国家の名称から社会主義という言葉さえ消し去られている。ソビエトでは90年においてこの「社会主義の全般的危機」に際して、改めてマルクス・レーニン主義に帰れという主張がなされたが、日本ではむしろマルクス・レーニン主義が崩壊したという主張が既になされた。たとえばこうした主張をされている笠井潔氏は、マルクス・レーニン主義の崩壊を2つの側面から次のようにとらえている。ひとつは文字通りの国家としての社会主義が危機にあることであり、もうひとつは運動としての社会主義が危機にあることであろう⁽¹⁾。そしてこれらの危機を、日本の進歩的な人々が第2次大戦後どのようにとらえてきたか、という経過を氏は以下のようにまとめられる。まず第1段階では人々はソビエト型社会主義を理想とみなし、それを実現するためにマルクス・レーニン主義の組織論、運動論を適用しなければならなかった。ところがソ連共産党第20

回大会におけるスターリン批判とハンガリー事件から以後の第2段階では、国家としてのソビエト型社会主義の問題点を墮落として批判するようになるが、他方では運動としてのロシア革命の正統性を継承しつづけた。しかし中国の文化大革命やヴェトナム解放戦争が見られるようになった1960年代後半の第3段階になると、革命主体は労働者階級というより、貧農や貧民プロレタリアートを中核とした被抑圧人民であることが認識されるようになり、階級闘争の視点から「被抑圧貧民、人民戦争、文革国家」が重視されるようになった。笠井氏はこの時点で既に「マルクス主義の概念装置はほとんど意味をなさない」ようになったこと、革命理念は「第三世界の『民族解放＝社会主義』の人民戦線路線に最後の避難所を見出した」とされ、そして第4段階のペレストロイカについては、社会主義国家すらも否定された「社会主義理念の最終的崩壊の時期」としている⁽²⁾。こうして今やプロレタリア国家、あるいは社会主義国家という名称がたとえまだ主張されたとしても、これらの国家の背後で「民族主義的要求の実質として残るのは、近代的な国民国家の形成を目指すという課題しかなく」⁽³⁾、そこで求められる民主主義や社会主義という理念さえも、その内実は先進資本主義諸国に見られる普通選挙や複数政党制、自由な経済市場等といったレベルのものでしかない。さて上記のような認識の上に、笠井氏は資本主義のもつ力、すなわちロシア革命以後社会主義のもつ理念を密かに輸入し、自ら大きくその姿を変え、むしろ青年達に夢や文化を与えてきた資本主義の生命力を高く評価し、修正された資本主義と今や限りなく資本主義に近づこうとする修正社会主義を、「全世界が構造的に同一の消費秩序に巻き込まれている」⁽⁴⁾として収斂させる。

さて笠井氏のように資本主義と社会主義が現実収斂するのか、またそれによってマルクス・レーニン主義が否定されるのかは一層の検討を要するが、いずれにせよ社会主義を規定するメルクマールは今や完全に疑問視されていることは事実であろう。したがって以下で紹介するエジプトの「アラブ社会主義」も、社会主義へ至るアラブの道であったか、社会主義ではないが、それに至る非資本主義の道であったか、あるいはソビエトのように官僚

ブルジョアジーが形成される道であったのかは、私自身が判断に苦しんでいるところであることを告白しておこう。が、とりあえず当時「アラブ社会主義」と呼ばれたその内容をまず紹介したい。

第1節 「アラブ社会主義」立法

エジプトにおける「アラブ社会主義」を理解するためには、なによりもまず1960年から64年までの5年間に制定されたいわゆる社会主義立法を確認しておくことが必要であろう。それは以下のとおりである。

〈1960年〉

- (A) 法律第39, 40号によりミスル銀行とエジプト国民銀行が国有化された。両銀行の株式は法律公布日の価格(戦後最低)に従い、12年満期、利子5%の政府債券とひきかえられた。
- (G) 第1次5カ年計画開始(10年間で国民所得を2倍にするという計画の前半の計画として)。

〈1961年〉

- (A) 法律第117号により鉄鋼、輸送、商業、電気等種々の分野にわたる50社の完全国有化が定められた。株式は15年満期、利子4%の政府債券とひきかえられた。
- (A) 法律第118号により種々の分野にわたる83社の株式会社化とその資本の50%以上にたいする政府機関の参加が定められた。株式の政府債券への交換条件は上と同じ。
- (A) 法律第119号により種々の分野にわたる145社において、法人、個人のもつ株式のうち市場価格で1万エジプト・ポンドを超える部分を国家が買い上げることが定められた。株式の政府債券への交換条件は上と同じ。
- (A) その他、郵便物輸送会社、カイロのバス会社、アレキサンドリアの電力会社、4棉花プレス会社が国有化された。
- (B) 共和国令によりミスル銀行とその傘下の株式会社を中心に政府機関ミスル・オーガニゼーションを設立し、別に新たにナスル・オーガニゼーションを設立し、さらに大統領令第1899号、第1900号により国家セクターを38の国家機関に分類した。この国家機関は13人の大臣によって指導、統制、組織化されることになった。

- (C) アレキサンドリアの棉花先物市場が封鎖された。原棉のすべての取引きと輸出はエジプト棉花委員会（政府機関）が行い、以後棉花買い上げ価格は政府の決定となったが、その後法律第 71 号により棉花輸出を営む会社は少なくとも資本金 20 万エジプト・ポンド以上のエジプト籍の株式会社でなければならず、その資本の 35%（すぐ後に 50%に改正）は政府機関によって所有されていなければならなくなった。その他政府は 86 品目の輸入を政府会社に限定した。
- (C) 共和国令第 1203 号により政府、公共機関、政府が 25%以上の資本参加をしている会社は、政府や国家セクターが少なくとも 50%以上の資本参加をしている会社や法律で定められた会社を除いて年 3 万エジプト・ポンド以上（62 年には 10 万エジプト・ポンド）の事業を委託してはならないことが定められた。
- (D) 法律第 111 号により純利益は次のように配分されることになる。純利益の 5%は政府債券を購入。残りの 75%は株主へ。25%は被雇用者へ（10%は現金、5%は被雇用者の住宅、社会サービス、10%は全国的な社会サービスへ）配分する。
- (D) 法律第 115 号により所得税法が修正され、その累進率が高くなった。
- (D) 法律第 133 号により労働時間が 7 時間となり、1 日 25 ピアストールの最低賃金が定められた。また法律第 114 号により企業の経営者は 7 人に制限され、うち 2 人は事務員、労働者の代表が占めることになる。
- (E) 法律第 127 号、第 132 号により個人の所有地の最高限度は 100 フェダンに下げられ、超過分は国家に接収される。補償として 15 年満期、利子 3%の政府債券が与えられる。補償最高限度は 3 万エジプト・ポンド。
- (E) 法律第 128 号により小農、小作農へすでに分与された土地、これから分与される土地の代金、利子を従来の 2 分の 1 にすることが定まった。
- (E) 農業協同組合の管理職の 50%以上を 5 フェダン以下の土地所有者、小作農が占めることが定められた。この年より農業協同組合信用銀行は農業協同組合にしか信用を与えなくなり、さらに、共和国令第 1250 号により農業協同組合信用銀行が農民、農業協同組合へ融資した資金の利子を廃止した。

<1962 年>

- (F) 『アラブ連合共和国・国民憲章』が制定され、アラブ社会主義者連合が形成された。

<1963 年>

- (A) 法律第 72 号により 1961 年に部分的に国有化されていた会社をふくめて 220 社の工業会社が国有化され、補償として 15 年満期、利子 4%の政府債券が発行された。その他の法律により化学・製薬会社 15 社、輸送会社 123 社、食品会社、請負会社、出版社、その他の工業会社等計 220 社以上、さらに全棉花輸出会社が国有化された。
- (B) すべての小規模商業銀行（6 行）は 5 大銀行（エジプト国民銀行、ミスル銀行、

アレキサンドリア銀行、カイロ銀行、ポートサイド銀行)に統合された。

- (C) 法律第95号により商業と工業目的の輸入業務はすべて国家セクターに限定された。
- (D) 企業の経営者を9人とし、内4人を事務員と労働者の代表とすることが定められた。

〈1964年〉

- (A) 法律第52号により119の請負会社が国有化されたほか、工業会社をふくむ60社以上が国有化された。
- (B) 1964年7月から「経済の各分野は5つの商業銀行の1つを通して全活動の資金をうけることになった。このような『部門別専門化』の目的は、経済の各分野にたいする資金の統制を便利にすることである」。こうした措置は「あらゆる企業のために詳細で厳格に統制された『信用計画』の形成が不可避」であったことによる。
- (E) 大統領令第216号により5フェダン以下の土地所有者は完全に地租を免除され、5~10フェダンまでの人は地租を半分に免除された。加えて土地払い下げの価格が地租を免除されている人の場合には4分の1に引下げられた。
- (E) 所有最高限度をこえる土地は無償で政府に接収されることになった。
- (F) アラブ連合共和国憲法が制定された⁽⁵⁾。

上記の法令は大まかに分類すれば、(A)…国有化、(B)…国家機関の整備、(C)…貿易、金融、事業の統制、(D)…労働者の利益擁護、(E)…農業改革、(F)…政府の方針、(G)…計画経済となるであろう。

ただここで注意しなければならないことは、(A)~(C)および(G)の諸法令は国家を軸として強蓄積を遂行するために制定されたものであり、既存の民間資本にかわって官僚を中心とした新しい型の資本主義発展を目指すものとしてもとらえることができ、また(E)法も封建的地主を消滅させるものとして、日本の農地改革に見られるように資本主義的発展を決して抑えるものではないということである。したがってナーセルの「社会主義」を評価するには(D)、(F)法に注意を払うこと、それとのからみで「アラブ社会主義」を評価することが必要となろう。

第2節 「アラブ社会主義」イデオロギー

さて(D)法については後にふれるとして、ここではナーセルの「社会主義」論の集大成として位置づけられる『国民憲章』、つまり(F)法を紹介しよう。『国民憲章』は10章よりなる小冊子であり、各所に繰り返しが見られ、論理の一貫性も欠けてはいるが、一応正確なエジプトの歴史と現状分析に基づいて社会主義への方向づけがなされている点に、これ以前エジプトで唱えられたイスラーム社会主義論（それはコーランに基づき14世紀も前のモハメッド時代の社会正義を実現しようとするものであるが）とは明確に一線を画するものである。社会主義について書かれている第5章、第6章のみを紹介しておこう。

第5章「真の民主主義について」

真の革命的行動は「人民性」と「進歩性」、つまり「人民主権」と「社会主義」＝「豊かさ」と正義、労働と万人への機会の均等、生産とサーヴィス」という属性をもつ。過去、「封建制と搾取資本との同盟」のもとで、たとえば選挙は「強制され」、「買われ」、「偽造」された。だが「エジプト人民の革命意識の深さ」は次のような真の民主主義についての6つの原則をうちだした。

1. 「搾取からの自由」、「民族的富の公平な配分」、「将来の生活の安全」という「社会的民主主義」の確立。
2. 「政治的民主主義」の確立。それは「人民の——全人民の——支配と主権を意味する」が、「富を独占しているために反動勢力は全人民の利害と衝突をきたさざるをえない」。そのため「不可避的な、かつ本来の階級闘争は、無視したり否定したりすることはできない。しかしその解決は平和的に、民族的統一の枠内で、階級差別を解消することによって達成されなければならない」。しかし「もしこの利害の衝突が残されるなら、そのときは、内戦によるほか解決されないであろう」。
3. 「アラブ社会主義者連合」の確立、それは「人民を代表する諸勢力のあいだの協力」を要請するが、そのさい「新憲法は農民と労働者が、議会を含むあらゆるレベルの政治的・人民的組織において、半分の議席をうるということを保証しなければならない」。
4. 「協同組合と労働組合とは、健全な民主主義を助長するために、効果的かつ

有力な役割を果たすことができる」。

5. 「批判と自己批判」の重視。
6. 既存の「教育と行政法規」の再検討。

第6章「社会主義的解決の不可避性について」

「すべての市民が民族的富の公平な配分にあずかる平等な機会」をえるところの「社会主義的解決は、現実が、また大衆の広範な願望が、さらに20世紀の世界の性質の変化がおしつける歴史的必然」であり、「科学的社会主義は、進歩にいたる正しい方法を発見するのに適した型式である」。ところで「低開発状態にむりやりとりのこされた国々で、自然的な成長を行う資本は…（…引用者）もはや経済的飛躍をみちびくことはできない」。のみならず「先進国と後進国をへだてる開発の大きなギャップ」に対抗するには、1.「民族的な貯蓄を集約すること」、2.「近代科学のあらゆる経験を駆使すること」、3.「完全な生産計画を起草すること」が必要である。したがって「すべての生産手段を人民の管理のもとにおくことの必要、また、剰余の運用を明確な計画にもとづいて人民が管理することの必要」が強調される。そしてそれは、1.「あらゆる分野での進歩を誘導し、開発計画のうちで主要な責任をになうことができる公共部門の創設」と、2.「包括的計画の枠内で開発に参加し、搾取を行わない私的部門の存在、ただしこの場合、人民の管理が両部門にわたって機能するという条件において」——によって遂行されよう。資本主義的コースは「あらゆる利益を所有し、独占する階級支配を強化することを意味するだけである」⁽⁶⁾。

上記にみられるように『国民憲章』ではエジプトが今後資本主義的発展の道をとることを拒否すること、むしろこの国にとっては社会主義が不可避であること、またこの社会主義の下では「人民」の管理の下に遂行される計画経済と国家セクターが主導権を持ち、具体的には労働者と農民があらゆるレベルの政治的、人民的組織において過半数を占めることが義務づけられていること等が注目されよう。ただ既存のマルクス主義と異なるのは、「人民」や労働者、農民等の規定があいまいなままに放置されていることと、階級闘争や階級的差異の和解による平和的な社会主義の達成に重点が置かれており、したがってプロレタリアートのヘゲモニーや共産党の前衛的活動等が否定されていることである。そしてこの点こそが当時ソビエトによって、未だ社会主義国家となっていない国として規定された主要なメルクマールとなると考えられるが、むしろナーセル政権にとっては、1960年と61年の土地

改革や国有化が地主や資本家の流血の抵抗もなく達成されたことによる自信の程を示すものとして、ロシア革命を上まわるエジプトの社会主義革命の優越性を示すものであったとみた方がよい。

なお次節で述べるように『国民憲章』に見られるようなマルクス・レーニン主義をナーセルは自ら十分に会得していたわけではない。そのため彼はエジプト共産党を利用し、彼らを新聞や雑誌の編集長、アラブ社会主義者連合の書記や中央委員会メンバー等に任命し、さらには青年局や社会主義を教える社会主義高等学院の経営をまかせて、反動的な動きを封じ込めるために自らのイデオロギーの不足を補った。共産党もまた1965年に自ら党を解散して、ナーセル政権に積極的に参加していることもつけ加えておこう⁷⁾。

第3節 「アラブ社会主義」の背景

1. ナーセルの「2つの革命」

以上のように「アラブ社会主義」の基本的方針が『国民憲章』として1962年に打ち出されたが、ここで注意しておかなければならないことは、先にも述べたようにナーセルはクーデターの当初から社会主義に対して何らかの認識とシンパシーを懐いていたのでは決してなかったということであろう。もっとも彼らに革命の理念がなかったわけではない。クーデター以前に自由将校団の間で「革命の六原則」なるものがまわされてはいた。だがそれは「帝国主義の根絶、封建主義の廃止、独占の廃止と政府機関に対する資本主義的影響の統制、強力な国民軍の建設、社会主義の確立、健全な民主主義社会の確立」⁸⁾といったようなスローガンでしかなく、資本主義や独占という用語が見られるとはいえ、この時点において将校団の意識を支配していたのは、強いナショナリズム（反イギリス）と社会不正（王や地主の豪華な生活とそれと対比をなす農民大衆の貧困）に対する激しい憤りにすぎない。また特にエジプト

共産党に対しては、この党が大戦中にコミンテルンの指導の下で反ファシズム陣営の側に立ち、エジプト国民にとって当面の敵である植民地宗主国イギリスを支持したことについて敵意を懐いていたことを見落としてはならない。ナーセルは「国内における人民の最大の敵は、外国の支配者に奉仕する共産主義である」⁹⁾とまで述べて、いわゆるソビエトのような社会主義に対して拒否の姿勢を示している。したがって政権を担った後ナーセルが取りえた道は、ごく普通の資本主義的な経済発展の道であったといえよう。だが先に示した『国民憲章』において科学的社会主義を掲げるに至った理由は何なのであろうか。

それはナーセルが立ち向かわなければならなかったエジプトの現実から説明しなければならない。この点をナーセルは、彼の著書『革命の哲学』の中で次のように理論的に整理している。

「私はいま、われわれが現に通過しつつあるのはひとつの革命ではなく、同時に二つの革命なのだ、といえる。地上のすべての民族は二つの革命を経過する。ひとつは政治革命であり、これによってその民族はかれらにおしつけられた専制者、もしくはかれらの承認なしに、その領土を占有している侵略軍から、彼らの自治の権利をとりもどすのである。第2の革命は社会革命であって、このなかで社会の諸階級はたがいにたたかい、最後にすべての国民のための正義が確保されて、安定した状態が実現されるのである。

他の諸民族は、われわれより先に、人類の進歩の道をすすみ、すでにこの二つの革命を時期を異にして通過した。かれらの二つの革命のあいだには数百年のへだたりがあった。われわれの民族のばあいは、二つの革命をいっしょに、しかも同時に通過しつつあり、偉大な実験がわれわれを試練にかけているのである」¹⁰⁾と。

さて彼の「二つの革命」のうち、「政治革命」については、民族独立を意味するものとして、植民地支配の拒否→反ヨーロッパ、反資本主義、反共産主義となり、アラブ、イスラームへと向かわざるをえない。そこには社会主義に向う要素は何ひとつ含まれていないことは明らかである。だが第2の「社会革命」については、その中に階級の対立や社会正義の実現が目標とされて

いる点に社会主義の芽がひそんでいることに注意しなければならない。だがこの漠然とした「社会革命」の認識は、現実の政治過程、経済政策の中でどのように「アラブ社会主義」に結びついていったのであろうか。

2. 農村における貧困問題

ナーセルが政権につくことによってまず課せられた課題は、エジプト国民の大半が生活する農村において見られた地主・小作関係の支配と農業労働者の低い生活水準を改善しなければならなかったということであろう。第1表は1952年の土地改革以前に見られた土地所有と改革後のその変化とを示したものであるが、改革前には土地所有者のたった0.2%を占めた100フェダン以上の地主が全耕地の26.0%を握り、他方93.4%を占めた5フェダン以下の土地所有者がたった35.4%の土地を所有するという土地所有の不均衡が見られる。しかもエジプトの農村でもっとも重視すべきことは、さらに約70万人の小作人と約120万人の農業労働者が農村でひしめき合っていたということであろう。底辺の農民の生活は小作料の継続的で、かつ急速な引上げとロバや水牛の賃料並みの労賃とによって生命を維持するのがやっとというレベルにまで引下げられていたことはいうまでもない。1952年の土地改革や小作規定がこの状況を軽減したであろうことは表より推察することができるが、60年代の初めにおいても農業労働者が未だ97万人も存在するという状況の下では、なお地主・小作関係が強く残り、これらのきわめて多数の底辺にいる農民の生活の改善のために第2次、さらには第3次の土地改革をナーセル政権が図らざるをえなかった面を無視できない。土地所有最高限度をこれまでの半分まで引下げ、土地分与を受けた農民の代金支払いを4分の1まで軽減し、地租を免除した1961年の政策は、ナーセルの「社会革命」=社会正義から生じたものとしてとらえることができよう。

第1表 土地改革の前と後の土地所有分布

所有規模 フェダン	土地改革前				土地改革後(1956)			
	所有権		面積		所有権		面積	
	数	%	1000 フェダン	%	数	%	1000 フェダン	%
5フェダン以下	2,642	93.4	2,122	35.4	2,841	94.4	2,781	46.6
5～10	79	2.8	526	8.8	79	2.6	526	8.8
10～20	47	1.7	638	10.7	47	1.6	638	10.7
20～50	22	0.8	654	10.9	30	1.0	818	13.6
50～100	6	0.2	430	7.2	6	0.2	430	7.2
100～200	3	0.1	437	7.3	3	0.1	437	7.2
200以上	2	0.1	1,177	19.7	2	0.1	354	5.9
計	2,801	100.0	5,984	100.0	3,008	100.0	5,984	100.0

所有規模 フェダン	1961				1965			
	所有権		面積		所有権		面積	
	数	%	1000 フェダン	%	数	%	1000 フェダン	%
5フェダン以下	2,919	94.1	3,172	52.1	3,033	94.5	3,693	57.1
5～10	80	2.6	526	8.6	78	2.4	614	9.5
10～20	65	2.1	638	10.7	61	1.9	527	8.2
20～50	26	0.8	818	13.4	29	0.9	815	12.6
50～100	6	0.2	430	7.0	6	0.2	392	6.1
100～200	5	0.2	500	8.2	4	0.1	421	6.5
200以上	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,101	100.0	6,084	100.0	3,211	100.0	6,462	100.0

(注) 1フェダン=0.42ヘクタール=4反2畝

(出所) "Changes in the Pattern of Landownership in U.A.R. (1952-1965),"
Central Bank of Egypt: Economic Review, 第3・4号, 1968年, 145～146
 ページ。

3. 資本主義型工業化政策の失敗

ところで農民の生活改善とは別に、ナーセルは新興独立国家の政治家としてクーデターと同時に引き継いだエジプトの植民地的従属経済を建て直し、先進資本主義国と同じように自立した国民経済（それは当時においては重化学工業を軸とした拡大再生産機構を確立することであったが）を建設することを不可避の任務としていたことを見落してはならない。そして彼は先に述べたようにこの課題を資本主義的方策によって達成しようと試みている。このためナーセル政権は、たとえば新設の企業に対しては7カ月もの課税免除期間を設け、重工業の投資を奨励するために利益が上がる以前から配当を保証し、株式の額面価格を1ポンドにまで下げて小規模な資産家の投資を誘った。また必要な原材料、資材の輸入には関税を免除し、逆に国内の幼稚産業を保護するために競合する外国商品への輸入関税を上げている。さらに近代化を促進するために中古の機械や設備を輸入することを禁止し、工業の副産物を自国で利用し、工業化を図るためにその輸出を禁止するという法律さえ出している。この他これまで巨額の担保をとったために工業化に積極的な役割を果たさなかった工業銀行の政策を改め、工業に対する長期貸付けや資本参加を積極的に推し進めているし、外国資本の投資を促すために利益の送金や資本の償還、外国人技術者に対する課税免除等の措置をとったことも付け加えておかなければならない。また国家は民間資本が工業に投資しやすい環境を作ることも忘れず、アスワン・ハイ・ダムに象徴されるような電力、鉄道、道路、通信等のいわゆるインフラストラクチャーの分野の整備も自らの手で行うとともに、かつ巨大な資本と長期の懐妊期間を要する鉄鋼所等の建設においてもイニシアティブをとった。

だがこうした民間資本の活動を期待したナーセルの工業化政策は結局失敗に終わった。というのは、この政策の下で「ブルジョワジーは世界で最高の利潤率を享受した」⁽¹¹⁾といわれているにもかかわらず、彼らはその利益を企業

に蓄積して工業へ投資を行うことを避け、配当にまわすことによって、せっかくの利益をもっと手早く利益のあがる住宅に投資するか、あるいは奢侈品を購入するか、海外へ逃避させてしまったからである。もっともこうした民間資本の行動も決して理解できないわけではなかった。というのは、彼らは自らの利害の代表者をナーセルの軍事政権の中に参加させることができなかったからであり、またこの政権が遂行した諸政策そのもの（土地改革やスエズ戦争におけるイギリス、フランスの諸資本の国有化）が、彼らの聖域、すなわち私的所有権を侵すものであったからである。またスエズ戦争以後社会主義諸国に接近していくその対外政策も彼らを不安にさせるものであったことも忘れてはならない。

こうしてナーセルは徐々に国家の手によって工業化＝経済発展を推し進めることを余儀なくされた。すなわち1957年から始まる工業5カ年計画と国民計画委員会、経済開発機構の設立がそれにあたる。この工業5カ年計画では製造業を中心に3億3000万エジプト・ポンド（以下ポンドと略）の資本をもつ約500もの企業が建設されることが目論まれており、その巨大な投資予定のために目標の達成は「非現実的である」とさえいわれたが、結局第1次5カ年計画が始まるまでの3カ年の間に1億4200万ポンドの資本をもつ105もの企業が建設され、かなりの成果をあげた。また新たに設立された経済開発機構も、国有化されたイギリス、フランスの資産を中心にして金融機関、工業、商業分野等幅広い分野にわたって多数の企業を支配し、その運営にあたりとともに、積極的な投資を行っている。そしてこうした状況こそが政府に自ら工業化にかかわっていく自信を植え付けたといえよう。だがさらにもっと全面的な計画経済をとるようにナーセルを追込んだもうひとつの要因を忘れてはならない。それはエジプトの財政である。

4. エジプトの資金難（財政）

さてエジプトにおける国家財政については、まずこの国が長い期間にわ

たって植民地支配を受けてきたため、経済発展のための資金を十分に調達できるような状況に置かれていなかったことを指摘しなければならないであろう。たとえばそれは住民の圧倒的多数が所得税を賦課されるに足る十分な所得を得ていなかったことや、企業の活動が抑えられてきたため法人税の収入がきわめてわずかであったことからわかるが、さらにナセル政権の下では既述のように貧農救済のために地租を引き下げたり、民間企業育成のための法人税の免除などを行わなければならなかったため、一層その財源が減少したことは疑いない。こうして1950年代のエジプトの財政収入は、累進課税の率の低さや徴税機関の活動の悪さ等も加わってその半分近くが間接税、それもそのまた半分近くがタバコを中心とした輸入関税に依存しなければならないという状態を示した。

これに対して財政支出の方は、一般に独立後に課せられた国家機構の整備や教育・福祉の充実、防衛等のために全体的に増大せざるをえなかったのに加えて、さらに政府としては経済発展のための開発予算を急速に拡大させる必要にせまられた。また政府は国民の生活水準を向上させるために巨額の補助金を組み込んで国民の生活物資、特に小麦の価格の安値安定を図り、他方では自ら緩衝在庫を行うことによって主要な農作物である綿花の価格を安定させねばならなかった。

こうしたエジプトの資金難は外貨収入、貿易面にも反映されており、たとえば食料、機械・輸送設備、工業製品等の輸入は1950年代に急速に増加したのに対して、この国の輸出の70~90%を占めていた綿花は、競争国の出現や化学繊維の発達、あるいは世界景気の動向によって伸び悩み、エジプトの貿易収支は慢性的赤字を示した。しかもその額も年々増大したため、スエズ通行料を中心とする貿易外収支の黒字をもってしてもこれを埋め合わせる事ができなかった。政府はこうした状況を改善するために輸出プレミアム制や輸入数量割当制等を導入し、最終的にはポンドの切下げをもって輸入の抑制と外貨獲得を図ったが、効果は少なく、結局食料や経済開発の資金をアメリカからの余剰農産物援助やその他の援助・借款に依存せざるをえなかったと

いえよう。こうしてナーセル政権にとって急速な経済の発展を達成するためには、資金面からすればエジプトの民間金融機関の私的な利益追求活動をできるだけ規制し、乏しい国内の資金をかき集めて、これを合理的に配分すること、また赤字財政や援助・借金をできるだけ活用し、それらが破綻に達する前にエジプトをいわゆるテイクオフさせることが要請されていたといえるであろう。

5. 人口急増と低い生活水準

なおナーセルの「社会革命」を不可避的なものにしていたもうひとつの要因を付け加えておこう。それはエジプトの人口が急速に増加を始め、ナーセル政権下で達成できたわずかな経済発展すら飲み込んでいたことである。この人口増加は主として幼児死亡率の急減から生じたものであるが、それは就業労働人口の扶養負担を増大させ、この国の1人当りの国民所得の伸びを停滞させた。たとえば1人当り実質国民所得は1952年の35.3ポンドから59年の37.9ポンドへと微増を示したにすぎなかったことが指摘されている。しかもこの人口増加は農村の過剰人口を都市に追いやり、急速な都市化とそこでのインフォーマルセクターの膨張を引き起こしている。エジプトの国民所得の分布は第2表に見られるとおりであるが、平均国民所得(46ポンド)以上の所得を手に入れた者は全体のたった16.7%であるのに対して、約83%もの人々は生命線上にいるという現象が見られよう。

以上のようにエジプトの1950年代を見るならば、ナーセルは政権を担当する者として、そしてなにより「社会革命」の使命を遂行する者として、何らかの対応策、それも根本的な政策転換をせまられていたといえるであろう。そしてその答が第1節で見たような社会主義立法であった。ただナーセルの社会主義で注意しておかなければならないことは、既に述べたように彼は決してこれらの政策を社会主義の理念によって推し進めてきたわけではないことであって、1960年、61年において土地改革や国有化、労働者の利益擁

第2表 諸階級・階層間における国民所得の分布

カテゴリー	総人口		1人当り年収 エ・ポンド
	人	%	
A) 農村地域			
1. 大衆			
a. 土地無し農民	14,000,000	51.9	3.5
b. 1フェダン以下経営者	1,075,000	4.0	6.1
2. 中間層(1~5フェダン経営者)	2,850,000	10.6	26.8
3. 特権層			
a. 5~20フェダン経営者	875,000	3.2	87.4
b. 20フェダン以上経営者	150,000	0.6	773.3
合計および平均	18,950,000	70.3	17.1
B) 都市地域			
1. 大衆			
a. 調査対象上の職なし	2,983,000	11.1	0
b. 召僕	934,000	3.5	21.4
c. サブ・プロレタリアート	186,000	0.7	26.8
d. 伝統的賃労働者	400,000	1.5	40.0
2. プロレタリアート	790,000	2.9	60.8
3. プチブル層			
a. 下級賃金生活者	1,117,000	4.1	105.6
b. 伝統的企業家	736,000	2.7	127.7
c. 中間管理職	614,000	2.3	133.5
4. ブルジョア層	240,000	0.9	845.8
合計および平均	8,000,000	29.7	73.4

(注) (1) 諸階級・階層の人口のパーセントを原表に加えて算定した。

(2) 下級賃金生活者は下級官吏や教員等を示す。

(出所) サミール・アミン著 野口・原田訳『周辺資本主義構成体論』拓植書房、1979年、170ページ。

護が行われた後、62年になってやっと『国民憲章』が公布され、科学的社会主義の方針が打ち出されていることであろう。つまり「社会革命」の過程で不可避的にとらざるをえなかった政策を理論づけ、自らの行動を正当化、論理化するために後になってマルクス・レーニン主義の理論が適用されたといつてよい。この点からすればナーセルの政策に対する次のような評価も十分納得できるものである。すなわちそれは「具体的な既定方針をもたずに出発して、おしつけられるまま、なし崩しの改革を進め、現実との真剣勝負にたたされる中で、いつかよいよリアリストになっていく自分達を発見する」⁽¹²⁾ というプラグマチックなものであると。

第4節 「アラブ社会主義」の下での政治と経済

1. 中央集権的政治体制

さてエジプトにおける「アラブ社会主義」の下での政治と経済を見る前に、まず途上国に一般に課せられている課題として、中央集権的な政治体制をとることが要請されていたということを指摘しておく必要性があろう。というのは第1に途上国はその国内に見られる異なった人種や種族、あるいは階級的な利害対立をナショナリズムでもって統一し、独立国家として対外的に自らの主権を主張しなければならないからである。また第2に遺産として残された植民地的従属経済を自立的な国民経済に変えるために、重化学工業化を強力に推し進めなければならない。つまり途上国では、工業化は一般に資金を十分にもたない民間資本のみに依存することができず、インフラストラクチュア部門はもちろん、鉄鋼や化学等の分野においても国家が強力にその建設に介入しなければならないことを意味する。こうして強力な指導力とイニシアティブをもった国家が政治面、経済面から必要となろう。

この点エジプトの場合でいうとどうなるであろうか。まずナーセルのいう

「政治革命」においては、1956年のスエズ運河の国有化とスエズ戦争の危機に際してそうした強力な国家が必要とされたことはいうまでもない。また「社会革命」においても、アスワン・ハイ・ダムやヘルワン鉄鋼所の建設、あるいは社会主義政策の下で遂行された国有化と計画経済が国家の指導性を不可欠なものにしていたことが指摘できるであろう。したがってまずナーセルはクーデターを起こした12人からなる自由将校団を中心に、大統領、副大統領、首相の職はもちろん、内務相、国民指導相、教育相等を軍人でかため、その他の外務、工業、農業等の諸省においてはクーデターを支持する民間人をあて、しかも注意すべきはその下の次官クラスにおいても軍人を任命して文字通りの強力な軍事政権を作った。そしてこの強力な国家のイニシアティブの下に打ち出される政策を国民大衆に周知徹底させることに努めた。つまりエジプトではクーデターの当初から政党は禁止され、それに代わって「解放戦線」、「国民連合」というような国民動員組織が作られていたことを指摘しなければならない。

2. 民主主義政策と経済発展

さてそれではエジプトにおいて上記のように必然的に要請されていた中央集権的な政治体制の下で、「アラブ社会主義」つまり民主主義化はどのように実現されたのであろうか。まず立法機関の変化を見てみよう。たとえば1964年の国民議会の選挙では、既述のように労働者と農民が議席の過半数を占めるという規定が実現され、労働者は全議席の13.5%（以前は0.2%）、農民は38.1%（以前は19.8%）を占めることとなり、軍人や高級官吏の占める割合はそれに応じて激減している（31.5%から4.4%）。また行政面でも改革が図られ、特に地方においてはこれまで農村を牛耳ってきたオムダー（村長）の任期が終身制から5年にまで短縮され、その被選挙資格から土地所有等の条件が取り除かれて、小作人でも村長になれる可能性が開かれた。農村会議も設立され、村会議員の役割分担が明確にされて、彼らが義務をおこたった場合に

は、農民が内務省の地区代表に異議を申し出ることが可能とされた。

だが「アラブ社会主義」の下でもっとも重視されたのは、『国民憲章』を守り、それを一層具体化せしめる社会主義的前衛として設けられたアラブ社会主義者連合 (ASU) であろう。ASU はこの目的を実現するために農村、工場、大学等にそれぞれ基礎単位を編成し、この基礎単位が地区会議へ、さらに地区会議が県会議、国民大会へと代表者を送ることができるようなピラミッド組織になっており、いわゆる「人民」の利害が国家の政策へ吸収、反映できるようになっていた。そしてこの ASU においても先ほどと同様に労働者と農民が議席の過半数を占めるという原則が守られることになっていたことはいうまでもなかった。とはいえここで注意しておかなければならないことは既述のように中央集権体制を一方で要請されているエジプトでは、ASU はこれまでの「国民連合」と同様に「人民を導き、人民の意志を表現し、国民行動を啓発し」、更にナーセル政権の安定化と強化を図るうえできわめて重要な「国民の行動を掌握する政治機関」⁽¹³⁾ でもあったということであろう。そのため ASU では当初国民大会は開かれず、基礎単位の代表者が県委員会まで選出されたとしても、「人民」の利害はそこで止まり、中央委員会から最高執行委員会まで反映されることはなかった。むしろナーセルを中心とする政府閣僚が最高執行委員会を独占し、ASU は上意下達の機関として機能していたことを隠すわけにはいかない。ただ ASU はその後2度改革されている。1965年の改革では社会主義の訓練を受けた指導者グループが農村に送り込まれて、ASU に密かに入りこんでいた地主や商人等のいわゆる反動勢力を排除し、他方では小作人、小土地所有者を中心に立てて、民主主義化、社会主義化を積極的に推し進めた。また1967年の改革では、国民大会が開かれ、中央委員会にはその範疇がこれまでより厳密に規定された文字通りの農民（これまでの25フェダン以下の所有者を農民とする規定が10フェダン以下になる）と労働者（専門技術者等が除かれる）が過半数を占めた。こうして「アラブ社会主義」においては、ナーセルを中心とした少数の人々の手中に権力が集中するという側面と、この政権が追求した民主主義化、社会主義化の側面と

がきわめて鋭い矛盾となって現われることになった。

なおこの「アラブ社会主義」の下で地主の土地所有は一層制限され、小土地所有者の数が増加したことは第1表に見られるとおりであり、既に記したさまざまな改革の結果として、結局土地の分与を受けた農民の収入は1952年と比較すると、64年には2倍以上にも増大したといわれている。また第1次5カ年計画の成果も大きく、エジプトの資金調達能力をはるかに上まわる約17億ポンドという投資目標が設定されたにもかかわらず、海外からの援助や借入を受けながら結局約15億ポンドもが実際に投資されたため、国内総生産額は37.6%、国民所得は37.1%、つまり年7.4%という高い伸び率を示した（もっとも人口増加により1人当たり国民所得は1960年の49.7ポンドから65年の59.5ポンドへ5年間に19.7%の伸びしか示さなかったが）。雇用もまた建設、電力、工業を中心に132万人も増加し、労働者の賃金も農業労働者の46.6%、工業労働者の22.8%を代表に高い上昇率を示したことも忘れてはならない。こうして「全体としてみれば、エジプトの第1次5カ年計画の成果は全く満足のいくものであり」、したがって「最初の5カ年計画の実施の諸結果はエジプトの選んだ発展の道が正しかったことを証明した」⁽⁴⁾とされ、この時点では社会主義的発展の道が高く評価された。

第5節 「アラブ社会主義」の崩壊

以上のように「アラブ社会主義」は、その社会主義的内容が国民にどのように理解されていたかはともかくとして、一定以上の成果を挙げ、ナーセル主義として支持された。だが現実には「アラブ社会主義」はその中にいくつかの大きな問題、矛盾を含んでいたことを見落としてはならない。以下でその問題点を挙げてみよう。

1. 上からの社会主義

まず第1に指摘しなければならないことは、この社会主義が上から遂行されたということであろう。『国民憲章』で社会主義の主体として取り上げられているいわゆる「人民」は、確かに自らの生活水準の向上を求め、社会正義実現のための大きな政治的エネルギーにはなった。だが彼らは第2表に見られるように労働者というよりは貧農、半プロレタリアート層であり、きわめて文盲率が高く、その社会主義はイスラームを介して把握されたにすぎなかった。しかも彼らは「害悪に対して容赦しやすい、忘れやすい、性格的に我慢強い」人々であり⁽⁴⁵⁾、ほおっておけば旧態依然のオムダーの支配の下でも屈従に甘んじる人々でしかなかった。したがって現実に社会主義を推し進めるためには、これらの人々の組織化ですら政府の手にゆだねなければならず、「国民連合」やASUはもちろん、農村会議や農業協同組合ですら政府の積極的なイニシアティブと大衆教育とによらねばならなかったことは先に見たとおりである。そしてこうした政府の圧力の下においてさえ、農村では自らの社会的、経済的地位を背景に、役人を抱きこんで有利な便宜を得ようとする地主が存在したり、あるいはカイロで職をもてなかった時出世に失敗したと考える、電気や水道のない農村を嫌い、農村の金持ちや地主とのみ交際しようとする役人が存在するというような状態が見られたことを指摘しておかなければならない。そのためたとえば全農村会議のおよそ90%もが社会主義的改革に積極的でなかったことが指摘されている。また企業でも、労働者の経営参加を認めたとはいえ、実際に経営に参加した労働者の代表（結局は高等学校以上の卒業生が60%を占めたが）を除いて、一般の労働者達は自らの代表者の名前さえ知らないことが多く、代表者が労働者の利害の擁護や経営の面で果たした役割を評価した者はたった10%という低さであった。つまり一般の労働者達は、経営者が労働者の代表を昇進させて彼らを自らの操り人形に仕立てあげようとしたことや、労働者の代表が個人的な利益や野望に夢中に

なったことを見逃さなかった。なお経営者の方も、この制度を「労働者を懐柔したり、ごまかしたりする手段」⁽¹⁶⁾としてしか認識していなかったことを告白する有様であった。こうしてエジプトでは社会主義をどのように実現するかということについての認識は十分でないままに、下からの動きは芽生えずに終わってしまった。

2. カリスマによる社会主義

以上のようにこの国では社会主義は上からのみ遂行可能であったといえるが、ナーセルを中心とする指導者達の中にも社会主義イデオロギーが十分に認識されていたわけでは決してなかったことも忘れてはならない。そもそもエジプトの「アラブ社会主義」は、1950年代の資本主義の道にそった経済発展が失敗したことによって採用されたものであり、そのイデオロギーはナーセルにとってもマルクス・レーニン主義からの借物であったことは既に第3節で見たとおりであるが、この点については1961年以降政府の要職を占めた94人の指導者達の発言についての調査からも明らかである。たとえば「口やかましい急進派」はたった8人で、むしろ西側寄りで、社会主義に対して控え目で柔軟なアプローチを示した16人と、イデオロギー的発言をほとんどしなかった70の方が大きな割合を占めていた。つまりエジプトでは政権を担当した指導者の社会的、政治的姿勢は「アラブ社会主義」一本にまともまっていたわけではなく、むしろそれはカリスマであったナーセルを中心としたごく少数の者によって展開されたにすぎなかったといえよう。したがってもしカリスマが死亡したり、彼がカリスマ的権威を喪失した場合、その政策に動揺や転換が生じることは十分に考えられた。実際1967年の第3次中東戦争におけるエジプトのみじめな敗北は、ナーセルの権威に動揺を与え、ナーセルは一層の「社会革命」のために『3月30日プログラム』を公表し、第3次土地改革やASUの国民大会の開催を決定する一方、反社会主義的な副大統領ザカリア・モヒエディーンに譲歩することを余儀なくされ、詳細な

計画と厳格な統制を緩和するよう指示を与えている。ザカリア・モヒエディーンはさらに工業化のペースダウン、国家セクターにおける非利益企業の閉鎖、50万人の解雇、消費財価格の引上げ、賃金の引下げ、西側諸国との貿易の拡大、民間資本への特権の供与等を主張したが、ナーセルがなお社会主義的政策を固持した1960年代には、結局こうしたことは実施されていない。とはいえナーセルの死後サダト政権下で試みられるようになった国有企業の払下げ、民間企業の拡大、ASUの解体、複数政党の認可、ソビエトとの断絶等という「アラブ社会主義」路線からの撤退は、既にナーセル存命中から準備されていたといつてよいであろう。

3. 官僚ブルジョアジーの発展

ところでナーセルによって上から強力で押し進められた社会主義は、そもそも当初から途上国に求められた中央集権体制とともに、巨大な官僚・行政機構を作り上げるようになったが、当然この過程で権勢欲に支配された官僚ブルジョアジーが形成され、彼らの勢力の拡大をもたらしたことも見落とすべきではない。特にクーデターによって政権についた自由将校団を中心とする軍人達は、ナーセルを含む若干の例外を除いて、何らかの形で権力と富を得た。彼らはイデオロギー的には社会主義とは何ら関係がなく、むしろその政策を旧ブルジョアジーに自らがとってかわる単なる手段として利用したともいえるであろう。たとえばサーダトが新興ブルジョアジーと婚姻関係を結びながら巨大な富を蓄積するのは、カリスマであったナーセルの死後のことであるが、ナーセルという清廉な規範をもってしても官僚ブルジョアジーの形成・勢力拡大を押し止めることができていない。この他エジプトでは技術者やその他の経営、事務に関する専門職が絶対に不足していたため、こうした能力をもつ旧ブルジョアジーや政治家、あるいは彼らの子弟達が政府機関に密かに侵入したし、また特に文盲の多い農村では、たとえ貧農が農業協同組合の委員会の過半数を、そして1968年には5分の4を占めるべきだと

いう規定がなされたとしても、正確な帳簿の作成や記録のためには彼らを議長や書記に任命できなかったことはいうまでもなかった。こうして商人や富農の行政機関への侵入と癒着、そしてこれらの機関を通した彼らの合法、非合法の蓄財と勢力拡大が、社会主義政策とともに持ち込まれた。いいかえればナーセルは、その「社会革命」、社会主義を遂行しようと試みれば試みるほど、社会主義を内から掘り崩す政治的要因を新たに作り出し、それを取り込むことを余儀なくされていたといえよう。

4. 消費の急増

さて以上が「アラブ社会主義」崩壊の政治的要因であるとすれば、経済的要因も無視できない。既述のように第1次5カ年計画は成功裡に終わったが、しかし問題も多くかかえていた。たとえば確かにエジプトでは全体的に国内生産高は1960年代前半においては年7.4%という高率で成長した。だが農業、工業・電力等という計画の中心をなす個別の産業分野の成長は、5.6%、13.2%というそれぞれの年成長目標率に対して、現実には3.7%、7.6%という低いものであり、逆にサービス分野は5.0%という年成長目標に対して、現実には9.8%もの成長を示した。つまり最初の5カ年計画は物を作らない分野で高い成長を示したといえるが、これに対してエジプトの物の消費は、社会主義体制下における国民の生活水準の向上という方針の下で8.2%もの年増加を示した。そしてこうした消費の増加は、多くの面でエジプトの経済発展の足をひっぱったといえよう。まずそれは発展のために貯蓄され、資本投下されるべき資金を減少させ、政府の赤字財政を一層拡大させた。また国民の大半が生命線にあるエジプトにおいて、それは食料品を中心とした消費財に対する需要の爆発という形をとって、物価上昇となって現れざるをえなかった。確かに消費者物価指数は政府の補助金政策によって当初安定していたことは事実である。だがそれは1964年に突如196.9(63年=100)へと急上昇し、65年には122.9へと下がるものの、インフレの諸特徴が明瞭に現れ

はじめていたことを指摘できる。なおこの食料品に対する消費の増加は、食料輸入の倍増をもたらし、エジプトの経済発展に必要な設備、機械、技術、原料等の輸入のための貴重な外貨を文字通り食いつぶしたことも忘れてはならない。またこの消費の増加をもたらした賃金の上昇の背後に、エジプトの諸産業における生産性の低下がひそんでいることも付け加えておこう。というのは政府は社会主義を建前としたため、失業問題に対処するため必要以上の雇用増大を図ったからである。

5. 第2次5カ年計画の破綻

こうして政府は10年間で国民所得を2倍にするという計画の後半部分、すなわち第2次5カ年計画を修正せざるをえなくした。第2次5カ年計画はまず7カ年計画に修正されたが、それでもこの目標を達成することが不可能であると判断され、最終的には最初の5カ年計画で実現されなかった企画の達成に目標をしばった3カ年計画に変更されている。だがこの3カ年計画でさえも第3次中東戦争によって放棄されてしまった。もっとも1960年代後半において現実に行われたエジプトの投資額は、絶対額としては第1次5カ年計画の投資額を上まわっていた。しかし国民所得に対する投資の割合で見ると、それは第1次5カ年計画よりも低下している。その理由としては、政府が依然として雇用の拡大や消費財価格の安定策をとらざるをえないという状況が続いたこと、また第3次中東戦争の敗北によって軍の建直しを中心に膨大な軍事支出が要請されたこと、この戦争でスエズ運河を自ら封鎖したため貴重な収入源を失ったこと等が挙げられよう。それに経済発展のために行ったこれまでの借款が、元金返済の時点に達していたことも忘れてはならない。たとえば1966年においてエジプトは、この年受け取った援助のおよそ半分を元金と利子の返済にあてなければならなかったといわれている。こうしてこの国はきわめて高い利率でヨーロッパの商業銀行から短期融資を受けなければならなくなり、かつ西側にも東側にも借金返済の猶予を求めなけ

ればならなくなった。

6. 農民の全般的貧困化

この他農業もまた大きな問題をかかえていた。それは一口でいえばエジプト農民の全般的な貧困化ともいえるものであり、限られた耕地と人口増加によって引き起こされたものであるということが出来る。つまり社会主義の下で行われた第2次、第3次(1969年)土地改革は確かに土地所有の不均衡を是正したけれども、それは家族を農業で養うことが十分ではないといわれるような5フェダン以下の土地をもつ農民を多数作り出したにすぎなかったということであろう。もちろん政府は土地の開拓に積極的に取り組むと共に、土地の分与を受けた農民の下で予想された小規模生産による生産性の低下に対しても、生産協同組合を編成してその対処を試みてはいる。だが土地を開拓する費用は急速に増加し、他方協同組合をもってしてもエジプトの農業生産高と農民の収入を増加させることはできなかった。というのはこの時点では、エジプトの1フェダン当りの収穫高は世界で最高のもとなり、現耕地では収穫の増大を目的としたいかなる支出も、収益率の急激な減少を引き起こすことが明らかになっていたからである。加えて土地を小作することもできない農民も未だ多数見られ、彼ら農業労働者(その中心は移動労働者)の数は1965年で63万5000家族、70年では73万4000家族を数えたことも忘れてはならない。したがって1960年代の社会主義の下でも、より規模は小さくなったとはいえ地主・小作関係が根強く残り、他方では富農や小規模な農業資本家が発展しているのを見ることが出来る。しかも政府の政策自身が彼ら富農や小資本家を育成したという側面も見落としてはならない。というのは政府は1965年以降強制的な作付けローテーション制度と農産物引渡し制度を採用し、この規則に違反した農民には厳しい罰金を科したからである。たとえば平均収穫高の69%を引き渡さなければならなかった米について見れば、農民に残された米は家族の消費にかろうじて足る分しかなく、もし彼ら

が耕地を3フェダンしか持たなかった時は、市場で不足分を買い足さなければならぬというような状態が生じた。しかも米の市場価格は引渡し価格の2倍以上であったことを指摘しておかねばならない。富農や農業資本家は一応この義務を果たした上で、余った土地を高い収益をあげる野菜や果物の栽培に利用した。政府の政策は食料の自給化を図り、経済発展の資金を農業に求めたということになるが、農村における貧富の差を決して解消するものではなかった。

こうしてエジプトの国内総生産高は、1960年代後半には15.8%、年3.2%しか増加せず、国民所得も12.1%、年2.4%、つまり人口増加率よりも低い伸びを示したにすぎなかった。エジプトにおける社会主義の実験は経済面からみても息が切れてしまったといえよう。

7. 植民地遺産の重み

ところで以上のような1960年代後半に見られたエジプトの経済停滞の原因は、社会主義政策のみに帰すことはできない。その基本的要因として見落とすことができないものは、70年にもわたるイギリスの植民地支配、オスマン・トルコの支配から数えれば400余年にわたる他国の支配の下で、資本蓄積がほとんどできていなかったということであろう。もちろんこの資本蓄積の欠如とは、単に資金が国内に留まらなかったということだけではなく、企業を興す経営能力をもった人材、近代的な機械を操作することのできる労働者、新しい技術を開発できる技術者、エジプトの独立と経済発展を考え、適切な政策を打ち出していく政治家等々をこの国が欠いていたということの意味する。しかもエジプトの近代化のためには、日本の近代化よりもはるかに大きなエネルギーを必要としたことも忘れてはならない。つまり日本の近代化時点における先進国との工業、国民生産力の差は農業と軽工業のレベルであったのに対して、エジプトの場合には農業と重化学工業との差であり、現在では航空、電子工業との差になっている。その差はあまりに大きく、かつ

拡大しつつある。したがってナーセルがいかに国有化や計画経済をもって資本蓄積を図ったとしても、そもそも近代化のための資本は絶対的に不足していたといえよう。また赤字財政や借款への依存もこの国にとって基本的な解決策ではなかったことは先に示したとおりである。しかもエジプトはその社会主義政策によって、国民の生活水準の向上、「社会革命」を実現する課題を担っていた。この課題は生命線上にある国民大衆の生活条件を改善するうえで不可避的な課題であったことは明らかであるが、それは確実に経済建設のために必要な資金に圧力を加えた。こうして発達した資本主義社会の上に作り出される社会主義というマルクスの理論からみれば、エジプトの社会主義は夢のまた夢となってしまったといえるであろう。

むすび

1. 「アラブ社会主義」の評価

さて以上のような内容をもつ「アラブ社会主義」に対しては、当時から評価は2つに分かれていた。たとえばソビエトの文献では、この国の「革命的民主主義の指導者たちは、自分たちの経験をよりどころにし、自分たちの成功と失敗とを分析することによって、ますます社会主義の思想で満たされるようになった。民族的発展の非資本主義的な道は、彼らにとっては、一般民主主義的綱領を首尾一貫して実現した合法的な結果であった」⁽¹⁷⁾と評価する。ハーレド・モヒエディーンはもっと明解に「革命は断固として社会主義の道にすすんだ」⁽¹⁸⁾と規定している。

これに対してマフムード・フセインやハッサン・リアドは、1952年以降に見られたことは、「ナーセル派のブルジョアジー」が形成されてきたことであり、60年代の「社会主義」政策は、『搾取的な資本主義』に対する敵意と『社会主義』への支持を求める国家権力のデマゴグによって「人民の憤慨を

伝統的なブルジョアジーに集め、彼らの排除から生じる政治的、経済的利益を国家ブルジョアジーに与え」⁽¹⁹⁾ ようとしているとし、古い「大ブルジョアジーは、もはや新興ブルジョアジーの権力に抵抗できなかつた」⁽²⁰⁾ と評価する。また最近ではイスマイル・フセインザダーは、ナーセルによる「広汎な国有化は『私的所有権の基礎を破壊した』わけではなく」、また「『資本主義的関係の清算のための条件を整備した』わけではない」⁽²¹⁾ と評価している。

2. 「アラブ社会主義」とソビエトの社会主義

ところでエジプトが植民地経済の上に社会主義の建設を目論んだように、ソビエトも遅れた資本主義から社会主義を目指した。両国における植民地と遅れた資本主義という大きな差を無視することができないとしても、ソビエト社会主義の実験は、エジプトにおける社会主義の実験に重大なヒントを提示していると考えられる。ではそのヒントとは何であろうか。先進資本主義国において展開されたものではなかつたソビエトの社会主義は、そもそも2つの課題をもっていたと考えられよう。そのひとつは勤労者諸層に対する搾取の禁止を中心とした労働法の整備、普通選挙、男女平等の民主主義と自由を実現することであった。そしてそれは確かにソビエト政権の下で大々的な宣伝をもって法的に定められた。とはいえそれは現実には党や官僚のための自由と民主主義に変わってしまったことは、ペレストロイカの断罪するところである。これに対して先進資本主義国の方は、第2次大戦後密かにこうした制度を導入し、資本家のための自由と民主主義の内容を拡大し、労働者の利害を組み込むことによって、いわゆるそのヘゲモニーを一層強化してきた。

さて社会主義が担ったもうひとつの課題は、急速な経済発展、すなわち国民経済確立のための資本蓄積であろう。ソビエトはこの課題を達成するために民間企業を国有化し、コルホーズやソホーズを編成し、経済建設を計画化することによって急速な資本蓄積を試みた。そしてこの社会主義的蓄積方式

は資本主義的蓄積方式に対して、1960年代ぐらいまでは確かに一定の成果を挙げたといえる。しかしすべてを中央の指令に基づいて運営するこの経済発展は、あらゆる情報を収集し、処理することを達成する前に行政の肥大・硬直化をもたらし、自由や民主主義あるいは人権の抑圧までも引き起こし、経済発展を停滞させた。ペレストロイカが主張していたものは、社会主義の実験の下でその中味を失ってしまった当初の2つの課題を改めて追求することにあった。ただその際ソビエトの具体的な目標となっているのは、自由と民主主義とをまがりなりにも満たしているかのように見え、しかも急速な経済発展を達成してきた資本主義のシステムとなっている点に注意しなければならない。そしてこの点にこそ笠井氏のいうように資本主義による社会主義の吸収、あるいは資本主義と社会主義の収斂ともいえる現象が現れていることは事実であろう。しかしこの見方からすれば、資本主義と社会主義とは自由と民主主義、国民経済建設を達成する上での異なった方法、手段としてのみ把握されるとか、資本主義から社会主義への移行の必然性は無くなってしまふというような批判が当然生じてくるものと考えられる。だがこの問題の解明については、社会主義のメルクマルが崩壊した今日、マルクス主義の再検討をまたねばならない。したがって当面の課題に答えるためには、とりあえず先に示したソビエトと「アラブ社会主義」との現実を重ねて見る必要があるとらう。

とすれば「アラブ社会主義」も、ソビエトの社会主義と同様に独立国が国民経済を確立するうえで課せられた不可避的な2つの課題を達成しようとし、失敗した試みであったといえることができる。つまり一方では社会主義へ向かう側面と他方では官僚=国家ブルジョアジーが勢力を伸ばしてゆくという側面の両側面を合わせもっていたといえる。つまりハーレド・モヒエディーンの評価もハッサン・リアドのそれも一面のみをとらえた主張にすぎず、両面を見る必要があるとらう。

〔注〕

- (1) 笠井潔「二つのユートピア」(『オルガン—社会主義の解体—』第9号 1990年6月) 30 ページ。
- (2) 同上論文 32~33 ページ。
- (3) 同上論文 38 ページ。
- (4) 同上論文 40 ページ。
- (5) 山根学『現代エジプトの発展構造』晃洋書房 1986年 189~191 ページ。
- (6) アラブ連合共和国政府 板垣雄三訳「アラブ連合共和国・国民憲章」所内資料 アジア経済研究所 1966年3月 37~60 ページ。
- (7) 山根 前掲書 第9章参照。
- (8) Sayegh, F., "The Theoretical Structure of Nasser's Socialism," S. A. Hanna ; G. H. Gardner 編, *Arab Socialism*, ソルトレークシティー, University of Utah Press, 1969年, 101 ページ。
- (9) ナセル著 西野照太郎訳『革命の哲学』角川書店 1971年 115 ページ。
- (10) 同上書 34~35 ページ。
- (11) Hussein, Mahmoud, *Class Conflict in Egypt 1945~1970*, ニューヨーク, Monthly Review Press, 1973年, 162 ページ。
- (12) 板垣雄三・中岡三益『アラブ現代史』東洋経済新報社 1959年 105 ページ。
- (13) 「アラブ連合共和国・国民憲章」373~374 ページ。
- (14) El-Kammash, Magdi M., *Economic Development and Planning in Egypt*, ニューヨーク, Praeger, 1968年, 342 ページ / Гатауллин, М. Ф., *Экономика ОАР На Новом Пути*, Москва, Мысль, 1966年, 132 ページ。
- (15) "Tanẓimnā al-jamāhīrī fi 12 'āman" [12年間における我国の大衆機関], *al-Ahrām al-Iqtisādī*, 第215号, 1964年8月, 23 ページ。
- (16) 山根学「エジプトにおける労働政策と労働者の経営参加をめぐる」(『同志社商学』第34巻第4号 1982年11月) 106 ページ。
- (17) E・ジュコフ他『第3世界・問題と展望』プロGRESS出版社 1973年 246 ページ。
- (18) ハーレド・モヒエディーン「エジプト革命」(『平和と民主主義の諸問題』第92号 1966年) 62 ページ。
- (19) Hussein, 前掲書, 174, 164~165 ページ。
- (20) ハッサン・リアド「エジプトにおける国家資本主義」(『世界政治資料』第184号 1964年2月上旬) 20 ページ。
- (21) Hosseinzadeh, Esmail, *Soviet Non-Capitalist Development : The Case of Nasser's Egypt*, ニューヨーク, Praeger, 1989年, 183 ページ。